

令和3年度原子力規制委員会  
第12回会議議事録

令和3年6月9日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第12回会議

令和3年6月9日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善－特定重大事故等  
対処施設に関する令和3年度の実施計画の策定－
- 議題2：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性
- 議題3：核物質防護に関する情報を含む原子力規制検査及び被規制者等との面談の記録  
文書の保存期間の見直し
- 議題4：放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する令和2  
年度立入検査結果
- 議題5：「実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合」における意  
見交換の結果（報告）

○更田委員長

それでは、第12回の原子力規制委員会を始めます。

今回も感染症対策のために、一般傍聴は行わずにウェブ配信のみで行います。

最初の議題は「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善－特定重大事故等対処施設に関する令和3年度の実施計画の策定－」です。

説明は遠山課長から。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

この「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」は、特重施設(特定重大事故等対処施設)についても検討を進めてきておりますが、テロリズムに関する具体的な議論は非公開といたしますけれども、その経過や結果については、可能な範囲で公開するという事としております。

今回、令和3年度の実施計画を取りまとめましたので、原子力規制委員会にお諮りします。

まず、意見・提案の聴取の結果ですが、原子力規制庁の中で意見・提案は21件の収集がありました。優先順位については、特に意見はございませんでした。また、原子力エネルギー協議会(ATENA)からは、特に意見・提案はございませんでした。

そこで、令和3年度の計画ですけれども、令和2年度に特重施設以外のものについて、既に取り組んでおりまして、その経験を踏まえて5件を選んでおります。

下に記号と簡単な議題・項目を書いておりますが、「S」と書いてありますのは特重施設を識別するという意味で、1から順番に番号を振り、最後に「N」と書いてありますのは、NRAから出た意見だということでもあります。

5件のうち、最初の2件は耐震要求の明確化に関わるもの、三つ目は地盤と斜面に関わるもの、ページをめくって2ページ目ですが、残り2件は津波に関するものであります。

今後の進め方ですけれども、この5件について検討を進めまして、6月末をめどに修正案を原子力規制委員会に諮りたいと考えています。

なお、令和3年度の実施計画の達成状況は、令和4年度の実施計画(案)を原子力規制委員会に諮る際に併せて報告いたします。また、3年度の実施計画に含まれなかった意見・提案についても、必要に応じて見直し対象として取り組む場合があります、そのような場合にも原子力規制委員会に御報告します。

後半の御説明は、規制基準等の記載の具体化・表現の改善というもののプロセス全体をこのような形で行っているという趣旨でございます。

説明は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

一個教えてください。21件の中からこの5件を選択した理由というのか、何かその辺はいかがなのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

令和2年度に特重施設以外のものについて既に取り組みましたと申し上げましたが、そのときに取り上げた案件が、特に津波に関するものなどの自然ハザードに関するものを取り上げたという実績がございましたので、今回もそれに類似するものを取り上げたということでございます。

○更田委員長

この21件というのは、全て特定重大事故等対処施設に関するものですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

はい。そのように記憶しております。

○更田委員長

そうでないと、資料が変だよね。

一般論から言うと、田中委員の指摘はもっともで、21件中5件を選択したのなら、残りの16件は何ですかと。それで、優先順位について正しいかどうか判断しろと言われても、判断できないですよという御意見だと思うのですが。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

今、資料にもありますが、優先順位については、提案した審査官の側からは優先順位の特段の意見はなかったということと、この活動は審査経験を踏まえた表現の改善みたいなものですので、審査実績を反映するという活動になりますので、実際にはそんなに大きな優先順位というのはないと思っていまして、どちらかという、作業をする効率とか、それから、リソースとか、そういうものを考えて決めさせていただいているのが実情に近いかと思います。

○更田委員長

でも、答えではないよね。

ほかに御意見はありますか。

○山中委員

原子力規制庁の方からそういう答えをされてしまったら何とも言い難いのですけれども、私自身は、特定重大事故等対処施設のガイドは、幾つか見直さないといけない点はあるかと思えますけれども、外部ハザードが施設に与える影響の部分とか、あるいは両者のインターフェースに相当するような部分については、これは通常のプラントのガイドの見直しと同じ趣旨で優先的に取り扱うべきかなと解釈をしたのですけれども、特段優先はありませんというようなお答えを、原子力規制庁の方が、事務局の方がされたので、ちょっとフォローのしようがなくなったのですけれども。

○更田委員長

そうですね。これは田中委員の意見はもっともだな。仕上がりでこれになりましたとあって、そのプロセスというか、21件あってこの5件というのであれば、事務局の判断に対して何か言えるけれども、16件を今挙げることはできますか。できませんか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

申し訳ないのですが、最初に申しあげましたように、公開できるものを可能な範囲で公開するとしておりまして、その中では、本日、この5件がと考えております。

○更田委員長

16件は公開できない内容なのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

そういう意味ではなくて、まだどこまで公開できるかが十分になっていないと考えております。

○片山次長

更田委員長、よろしいですか。次長の片山です。

有り体に申し上げますと、もっと早く3年度の計画をお諮りすべきだったというものでございまして、実態上、事務局の方でも作業をして、この5件については、今後の進め方にありますように、今月中には原子力規制委員会にお諮りできるところまで実は熟度が高くなってしまっているということでございます。

したがって、まず5件は先行処理をさせていただいた上で、残り16件のうちの優先順位というのは、本日お諮りできていないということですので、逆に言うと、次の5件をお諮りするときに、では、残り16件のうち次はどれをやるのかということをお諮りするというのが、多分、実務的には効率的に進められるかなと思っております。

○更田委員長

今のを翻訳すると、では、これは実施計画の策定を諮っているのではなくて、作業実態を報告しているのだと受け止めていいですか。

○片山次長

有り体に言えば、そういうことだと思います。

○更田委員長

だとすると、了承もへったくれもなく、作業はこの5件について先行しておりますという報告だから、そうですかというだけだよね。

ほかに御意見はありますか。

では、原子力規制委員会として、この5件についての作業が進んでいるという状態の報告を受けたということにしたいと思っております。ありがとうございました。

○片山次長

すみません。この5件は、作業ができれば、逐次、成案をお諮りするというところでよろしゅうございますね。

○更田委員長

速やかに諮ってもらえればと思います。

○片山次長

承知しました。

○更田委員長

二つ目の議題は「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性」。説明は古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

資料2でございますけれども、炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)の法令報告制度の改善の検討状況と今後の方向性です。

これは昨年度来、検討を続けておりまして、前回は昨年11月ですけれども、原子力規制委員会の方に、検討の方向性ということで、法令報告対象の見直し、あるいは法令報告を受領した後の我々の対応、そういったプロセスのところについて、基本的な方向性についてお諮りして、御了承いただいておりますが、その更に詳細を検討してまいりました。

本日はまだ中間的な報告で、幾つかイシューとしては残っているものもございまして、ある程度結論が導き出してきたものもございまして、そういった内容については、御報告して、御了承いただきたいと思っておりますし、その他の部分についても、中間的に状況を御説明したいと思っております。

具体的な中身は竹本企画調査官の方から説明させていただきます。

○竹本原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

検査監督総括課の企画調査官、竹本でございます。

資料2について説明させていただきます。

まず、前回の昨年11月11日の会合で、報告受領後の対応プロセスの見直しと法令報告事象の対象範囲の見直しの検討、そういったことについてお諮りしているところでございます。

それで、前者の方の法令報告受領後の対応プロセスの見直しについては、前回、8ページの図で説明をさせていただきまして、前回と違うのは、対応方針1、2、3だったのがA、B、Cに替えましたと。そういったところが変わっているところでございまして、基本的にこういう形で御了承いただきまして、現在、これを事務方のマニュアルという形で作っているところでございます。

それで、本日、先ほど古金谷検査監督総括課長からありましたけれども、法令報告の制度の見直しと、そういったことについて公開会合を実施してきまして、その公開会合の中で大体まとまってきた話と、まだこれからも検討しなければいけない話というものがございまして、それについて、本日、説明させていただきます。

「2. 概ね議論が収束した事項」ということで、現在三点ございます。

「（１）事業者からの報告書の提出期日」に関しまして、現在、法令報告事象が発生した場合、すぐに原子力規制庁に報告をしてくださいということと、もう一つ、10日以内に事実関係とか発生原因、再発防止策等をまとめて原子力規制庁に報告してくださいという二つの報告からなっております。後者の方を我々は「原対報」と呼んでございます。

それで、①の速報に関しては、当然、どういう状況なのかを早期に把握することが目的ということがございまして、一方で、原対報につきましては、再発を防止するため事業者にはきちんと対策を取らせるということ、ほかの事業者への水平展開、又は原子力規制庁が規制要求の見直しと、そういったものにとって使うという目的があるものでございます。

この原対報の運用実績を見てみますと、実際のところ、10日以内に提出される報告書に原因とか再発防止対策が記載されていることはほとんどありません。そういう意味で、10日以内に提出をさせると、期日を設けること自体の実効性は余りないという状況になってございます。

次のページでございまして。

ちょっと飛ばしまして、先に「今後の方向性」というところでございましてけれども、こういった現状を踏まえまして、具体的な報告期日は今後設定せずに、事案の詳細が判明した後、速やかに再発防止策を含めて原対報を提出させるというふうに規則を見直していきたいと考えてございます。

それで、実際に途中の経過情報とか、そういったものはどうなるのだということなのですが、それはちょっと戻っていただきましてa. のところでございましてけれども、先ほどマニュアルの方の8ページの図がありましたけれども、既存の公開会合とか面談とかを通じて事業者から情報を提供させて、それで進捗を把握していくということをしていくということと、仮に事業者が理由なく原因の究明とか再発防止対策の検討が遅れていると、行わないといった場合には、検査によって状況確認をして、さらなる対応措置等を適用していくという形で実効的に制度を運用していきたいと、できるのではないかと考えております。

次に「（２）原対報を求める必要性が低い事象」ということでございまして。

こちらの方は、元々、結果的に見れば、それほど影響がない、もしくは既に知っている、どういう対策を取るのかというのが分かっているという案件ですが、発生時点ではどういったものか、まだそのタイミングでは分かりませんと。そういったものにつきまして、まず、取りあえず原子力規制庁としては報告をいただくと。報告をさせて、それで、詳細な事情が分かってきた段階で、これについては原対報は不要と、詳細な報告は不要としてはどうかというものでございます。

実際、具体的にどういったものがあるのかということなのですが、a. の方にありますが、過去に同様な事象が発生していて、原因と対策が明確であると判明した場合ということでございまして、これは何度か原子力規制委員会にかかっておりますけれども、定期検査中に発見されたPWR(加圧水型原子炉)の蒸気発生器の一次系減肉のようなもので

して、こういったものは栓をして終わりというものも分かっているものがあります。そういったものについて、具体的にこういったものは原対報まで要らないよということを定義していくことをやっていきます。

もう一つは、3ページ目ですけれども、b.の使用施設のような潜在的なリスクが低い施設で発生した事象であって、安全確保に必要な、ほかの機器への影響とか、安全への実際の影響がなかった場合と、そういったものについても、報告は受けるけれども、その後の原対報までは要らないのではないかと考えております。

(3)の個別事象ですが、これは事業者の方から出された意見でして、例えば、機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷について、その点検の中で修繕しましたといった事象とか、また、今、制御棒の過挿入といったものについて、発生したら報告させることになっているのですけれども、工学的な評価をしてみて、ABWR(改良型沸騰水型原子炉)とかPWRの場合は、実際、その後に起こる事象から考えて安全上影響がないという場合には、報告そのものが要らないのではないかと。

こういった点について、公開会合で議論を行って、これらについては、法令報告の解釈を見直して、今後、報告を不要にしたいと考えております。

3.で、今までの会合の中でまだ検討しなければいけないといったものがございます。それが二点ありまして、(1)廃止措置計画認可前の施設で発生した法令報告事象の扱いでして、今現在、廃止措置計画が認可されれば、安全上に影響のない機器等で発生した故障とかは報告する必要がないとなっているのですけれども、燃料を炉から搬出してしまえば、実質的に認可したものと一緒ではないかということで、そういったものについて、法令報告の報告対象外とできないかという話がございました。これについては、事業者の考え方を聴取したところでございますけれども、引き続き、これについて検討していかなければならないという状況でございます。

(2)の核燃料施設等のリスクに応じた制度運用に関してでございます。核燃料施設等に関する現行の法令解釈については、例えば、廃止措置認可後にこういったものが法令報告の対象になるのかどうかというのが明確にされていないといった問題がございまして、これについて、実際に法令報告の対象事象を、きちんとリスクに応じてどう線引きすべきかといった点について、議論の余地があるだろうということがございます。

そういった意味で、この点も事業者と議論しながら、本当にこれは問題ないのかどうかとか、そういったものを詰めていく必要があると考えてございます。

それで「4.今後の対応」でございますけれども、上記2のおおむね議論が収束した三つの事項につきましては、原子力規制庁の方で詳細な検討をこれから進めて、規則改正とか、そういったものが必要になると考えておりますので、その改正案を原子力規制委員会にお諮りしたいと考えております。

上記の3.のさらなる検討が必要だとしたものについては、引き続き公開会合等を通じて事業者の意見を聴取して、論点・課題等を明らかにした上で、対応の方向性をま

た原子力規制委員会にお諮りしたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

一個教えてください。2ページ目で、原対報について、10日以内というのは余り意味がないのだという話は分かったのですが、「今後の方向性」のところ「事案の詳細が判明した後に速やかに再発防止策を含めて」と書いているのですけれども、事案の詳細の検討がだらだらやって遅れているような場合には、どういう対応をするのですか。

○竹本原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

基本的に遅れている場合については、検査等で対応状況というのを把握していくと。そういった状況で何か理由なく遅れているといった場合には、さらなる検査を行って、対応を促していくということになると考えております。

○田中委員

ここの上の方のb.に書いているようなことを言っているわけですね。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

まず、一番目の法令報告事象で報告を求めるもの、これは期日を設けないという、期日に余り深い意味がないという、10日ということに余り深い意味がないので、期日を設けないという御提案なのですけれども、私自身、何となく期日は書いておいた方がいいかなと。10日には余りこだわりませんけれども、おおむね10日とか、あるいはおおむね30日とか、いわゆる目安というのですか、それは法令報告を求める以上、何らかの期日の目安というのが必要かなと。

そこまでに最終的な報告ができるかどうかというのは、これは事象次第ということになるかと思えますし、これまでと同じような取扱いでいいかと思うのですけれども、何らかの期日に相当するようなものが記載してあった方がいいかなという気がいたします。

二番目の報告を求めない法令報告事象という、これはよく発生するような原因がもう極めて明確なもの、例として蒸気発生器の減肉の話が書いてありますけれども、そのようなものは報告は要らないということでもよろしいかと私も思います。

三番の法令報告そのものから外すという事象ですけれども、これは事象の発生はどういう形で記録が残るのか。あるいは原子力規制庁はそれを知り得ることが、発生後、できるのかということについて教えてもらえますか。

○竹本原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

事業者が、こういったものが発生した場合は、いろいろと内部でレポートを出していく

ことになると思っています。検査官は、現在、事業者のそういった会合に出て、こういったものが出ているかどうかというのを監視しているという現状でございますので、こういうものが発生した場合については、検査官は検査官として日常監視の中で管理していくことになるかと考えております。

○山中委員

検査官は情報としてアクセスできるということで、その中で重要であると考えた場合には、本庁（原子力規制庁）に連絡があるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

古金谷ですけれども、ちょっと補足いたしますと、恐らくこういった過挿入のようなものが起これば、当然、検査官も知ることにもなりますし、今、法令報告対象以外のものであっても、前広に事故室（事故対処室）の方に、異常が発生した場合には、報告を、まず一報ということで、法令報告ではなくても頂いておりますので、例えば、そういう形でも我々は知り得ることになるかと思えます。

○更田委員長

今の山中委員の御意見で、10日報に代わるものとして、期日なのですけれども、それは恐らく、通しでいうと10ページで事象に応じて対応方針が決まってくるわけですよ。緑になりそうであるとか、あるいは白になりそうであるとか、緑程度であるとか、あるいはもっと軽微なものだと。それについて報告は一旦受けるわけなので、その後、当該事業者との接触が始まるわけだから、その時点でいつまでに報告書をとという切り方はできるのだと思うのです。

恐らく事務局の案は、公開会合、面談等を通じて、では、この事象についてはいついつまでにと、そういう決め方なのではないかと。事象ごとにに応じてやるということですが、この点はどうお考えですか。

○山中委員

期日は追って決めるというのが書いてあれば、別に期日がいついつということでも構わないかなと。ただ、ほったらかしにならないように、とにかく事象の程度に応じて対応をしていただければ、それが読み取れば別に構わないし、事業者にそれが伝われば、問題はないかなと思います。

○更田委員長

まだ案の段階ですけれども、このマニュアルの対応方針A、B、Cにおいて、どういう報告を求めるかというのは、この中で決めていくということが明示されていれば、山中委員のコメントにも応えられたことになるのではないかと思いますけれども。

伴委員、お待たせしました。

○伴委員

ありがとうございます。

現在の法令報告がしゃくし定規に行われている感があるので、そこをより柔軟にという

方向性自体は間違っていないと思うのですけれども、ただ、一連の説明を聞いていると、柔軟にやって問題がない根拠として、それは検査の方で対応できるからと聞こえるのですけれども、実際、新検査制度が導入されて、いつでも検査ができるようになり、そして、ほぼリアルタイムで何が起きているかを把握できる。必要に応じて深掘りすることもできる。そうなってくると、法令報告の意義というのは何なのだろうと、そこがまた分からなくなってくるのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷です。

恐らく法令報告の意義というのは、やはり原因をしっかりと究明して、それを規制当局に報告書として提出してもらおう。その中で、当然、詳細が分かりますので、それを我々としても把握することができますし、それをほかの事業者も知り得る立場になるということになると、やはり法令報告になるような重要な事象はしっかりと水平展開をしてもらって、その事業者だけではなくて、ほかの関係する事業者も含めて、再発防止を徹底してもらおうという意味での意義はあろうかと思います。そういう意味で、法律上、報告を義務づけるというところが意味としてあるのではないかと考えます。

○伴委員

そういう答えになるのかもしれないのですけれども、これは事務局にというよりも、原子力規制委員会で考えることなのかもしれませんけれども、ちょっと気になるのは、検査の結果というのが、それこそSDP(重要度決定プロセス)という形で評価されるわけですよ。そこで、ある意味、その重要性の評価がされて、一方で、法令報告というものが別途あって、それを一般社会が受け止めるときに、一体この二つは何なのだろう、どちらが重要なのだろうという無用の混乱を招くことにならないか、ちょっとそこが気になります。

○更田委員長

確かにリダンダントではあるのでしょうかけれどもね。ただ、新検査制度導入の際に、法令報告を廃止したわけではないのでという。事務局にしてみれば、ただそれだけのことなのだろうと思うのです。であるからこそ、マニュアルも、検査におけるSDPにほぼ沿った形で対応のクラス分けをしているということなのだろうと思いますけれども。

そうすると、法律で定められているものが両方あるわけなのだから、うまくこれを、マージと言うと言葉がおかしいけれども、それぞれの法律の趣旨に照らしてきちんとするように、事業者の方から見れば、あるいは検査官から見ても、それがスムーズにつながるものになっていれば、運用上はおかしなことにならないと思うので。

確かに日常検査を行っている観点からすれば、報告を待つよりも日常検査で把握できているかどうかということの方がむしろポイントになってくるだろうし、これは、でも、原子力規制委員会で、では、これをやめましょうと決められるものではないので、できるだけ双方の定めをスムーズにつなげるようなものの運用を考えていくというのがこのマニュアルの役割なのだろうと思いますけれども、伴委員、いかがですか。

○伴委員

はい。そうでなければいけないと思います。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

今までいろいろ事故が起きた場合の報告などで、こちらとしてはできるだけ早く知りたいということで、そのように申し上げますと、10日報が出てきますから待ってくださいというようなことを何回も言われた覚えがあるのですよね。今までは10日報、10日という、1週間にプラス何日かという、これぐらいが、ごたごたが落ち着いて最初の報告が書けるような、そういうちょうどいい時期だったのではないかなという感じがするのですよね。

だから、やはり私としては、これぐらいの時期に一回報告を出すというのをやめてしまうというのがいいことかどうか、非常に疑問に思います。

それから、もう一つ、(3)のところで制御棒の過挿入の問題、これについては、法令報告解釈の改正をして、法令報告の対象から外すこととしたいというのですけれども、しかし、原子炉の制御において、この制御棒というのは一番大事なものだと思うのですが、これがきちんとした位置に入らないというようなことは、やはり重要なことではないかなと。私は工学の方の専門家ではないので、間違っているかもしれませんが、常識的にはこれはやはり法令報告になるような事象なのではないですか。

以上二点です。

○更田委員長

まず、10日報については、恐らくは非常に定めた時期が古いから、10日報の持っている意義も違ってきているのだと思っていて、現場の対応からすると、本当に初期というのは、速報は電話で入れて、追って紙で持っていきますというのに、電車に乗って遠くからやってきて役所へ持っていくということもあって、それで、10日報というようなものだった。ですから、その頃とは、多分、持っている意味や意義が違ってきているのだらうと思うのですね。

今は速報の段階から、その速報に続いて追って出てくるものもメールなりなんなりで、途中段階としてはファックスなんていう時代もあっただらうし、だから、意義が変わっていることは事実なのだらうけれども、石渡委員がおっしゃるように、10日目ぐらいに何らかのものをということに一定の意義がというのは、これもごもつともな意見だと思います。

それは、だから、多分、これもマニュアルにあるA、B、Cという区分がどのぐらい早くできるかにもよるのだらうと思っています。つまり、白になりそうだとかというのだったら、もうそれこそ10日うんぬんではなくて、分かり次第、逐一知らせてきてくださいだらうし、白程度だと、多分、10日報ぐらいのところというのは一つのタイミングかもしれない。Cにカテゴライズされると、ちょっとまたそこまで必要かという議論はあるのだらうと思いますけれどもね。

ただ、このレベル感なんかはまだこれからの議論なのだよね、多分ね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

そのレベル感は、取りあえずの考え方は、白以上とか緑ということで示してはいるのですが、やはり発生当初はよく分からないということもありますので、これまでも運用で、何かあった場合には、速やかに事故室の方で状況を把握して、まず、御一報を委員、幹部に共有するというをやっております。その中で、また一個一個少し議論させていただきながら、これは早急に対応する方がいいだろうとか、そういうことを、その後、速やかに原子力規制委員会で御議論いただく。今も、最後に、この1週間のものでどういふ事象が発生したかというようなことは報告するようにさせていただいておりますので、例えば、そういう中で少しここで中身を紹介させていただいて、御議論いただく。その中で、対応としてはこうしてほしいというようなことが原子力規制委員会の方から御要望、御指示がございましたら、そういう形で対応させていただくということも可能かなと考えてございます。

○更田委員長

よろしいですか。

私から言うと、これはまだやはり途中段階ではあるのだらうと思うのですが、原因とその対策を求める報告書に関して、確かに例を挙げられると、もっともな例が挙げられていて、SG（蒸気発生器）のSCC（応力腐食割れ）での減肉というので、その原因を改めて書かれてもなというのはもっともだと思いますし、それから、これは実際にこれがあつたときにも申し上げましたけれども、東北大学の金研（金属材料研究所）の排気筒とか、これも原因も何もあつたものではないし、その影響度といつても。だから、これはもっともな方向の議論だと思うのです。

ABWR及びPWRにおける制御棒の過挿入というのは、これはただ単に事業者からこういう指摘がありました。そのとおりにしたいですと言われて、うんというよりは、やはり説明してもらわないと、多分、石渡委員、伴委員、説明をしてもらわないと思います。

それから、機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷というのは、例を挙げてみてくれますか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷です。

具体的なものということで、今、思い当たるものはないのですが、恐らくメンテナンスをしていて、分解点検をして、更に組み立てをするときに締め過ぎて、もう一回通水したら漏れていたとか、そのようなことがやはり起こり得ると思いますので、その場合には、もう一度締めていたところを外して、パッキンを入れ替えて、更にトルク管理をして締め直すとか、例えば、そういうものが考えられるかなと思いますけれども。

○更田委員長

それは「機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象」というのは、ちょっと一般化し過ぎだと思いますし、また、こういったものに極めて関心の持てるものがあるのも事実なのです。

日本の事例ではちょっと思い浮かばないけれども、海外でDG(ディーゼル発電機)の分解・組み立てをやったときにこういうミスがありましたというのは、実に興味深い誤った組み立てだったりしたケースがあって、当然、それはアウトージしているので、機能を要求されてはいないわけだけれども、これはちょっと一般化し過ぎかなという気はします。

それから、私は、むしろ決めの問題ではあるけれども、ちょっと検討すれば、少しもつともだなど思ったのは廃止措置中。廃止措置計画が認可前であったとしても、プラントの状態は、炉心から燃料が抜けていて、抜いてあればだけれども、認可後と変わらないですよ。

だから、これはどの時点かと。単に工学的に言えば、炉心から燃料を抜いて、再び装荷する計画がなければ同じことなのだけれども、そこをどういう宣言、再び装荷することがないという宣言を事務上どう定めるかだろうとは思うのですけれども、これはもつともだだと思います。

一方で、竹本企画調査官が言われたように、では、廃止措置計画中に一体何を法令報告とするかというのは、しっかり決めていく必要があるのだろうと思っています。燃料周り等々に限るのか、それともそうではないのかというところはあるだろうと思いますけれども、これはもつとも話なので、この部分だけでも速やかに何とかできないかなとは思っています。

それから、これは、だから、この後ろのマニュアルも、まず、この対応方針というのが固まれば、対処はほとんどスムーズにいくと。だから、そうすると、対応方針が、むしろAとBの間は割ととは思うのですけれども、Cに当たるのか、当たらないのかとか、そういったもの、この判断を担当監視部門がやるというのも、実際の運用を考えておかなければいけないですね。常駐検査官が当然目の前で見ているわけだし、それから、事業者の会議にも参加しているわけだから。

いろいろ意見が出たので、それを踏まえて作業を更に進めてくださいとしか言いようがないかな。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

更田委員長、よろしいでしょうか。

○更田委員長

はい。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知いたしました。今、御指摘いただいた期日の点だとか、そういったところで、いろいろ、別紙1としてつけているマニュアルの中で、頂いた御指摘を少し反映させなければいけないかなと思いますし、対象の見直しの点についても、御指摘いただいた点は、もう

一度検討する必要があるかなと思いますので、一度整理させていただいて、再度、具体的な今後の取組について御相談させていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○更田委員長

文章でまとめてもらうことも、当然、大事ではあるのだけれども、やはり具体的な事例を、この場合、制度を変えたときにはこういう対処になるという具体的な事例をそれぞれたくさん挙げてもらった方が、よほど分かりやすいです。先ほどの金研の例なんかはとても分かりやすいし、そういう意味では、例を挙げてということだし、SGのSCCなんかも分かりやすいけれども、では、フレッティングだったらどうなのだとか、いろいろあるので、そういうものは挙げてもらった方がいいとは思いますが。

状況と、それから、方向について説明を受けて、コメントしたということで、この議題は終えたいと思います。ありがとうございました。

三つ目の議題は「核物質防護に関する情報を含む原子力規制検査及び被規制者等との面談の記録文書の保存期間の見直し」について。

説明は中村管理官から。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

核セキュリティ部門の中村でございます。

議題の「核物質防護に関する情報を含む原子力規制検査及び被規制者等との面談の記録文書の保存期間の見直し」を説明させていただきたいと思います。

1の「趣旨」でございます。

原子炉等規制法に基づく事業者に対する監督上の措置を適正に行うためには、事実関係の把握が重要であります。核物質防護の分野は、原子力安全の分野に比べ、利用し得る公開情報が少ないことから、原子力規制検査と面談の記録の重要度が高いと言えます。

そこで、核物質防護に関する情報を含む原子力規制検査と被規制者などとの面談の記録文書の保存期間を見直しまして、より長期間保存することとしたいと考えているところでございます。

2の「改正の基本的な考え方」を説明させていただきます。

行政文書の保存期間につきましては「公文書等の管理に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、内閣府が「行政文書の管理に関するガイドライン」を定めており、原子力規制委員会でも、この法律とこのガイドラインに倣って「原子力規制委員会行政文書管理規則」を定めております。

この規則の第14条では、総括文書管理者である原子力規制庁長官が指名する文書管理者、核物質防護に関するものにつきましては、核セキュリティ担当の管理官でありますけれども、が行政文書の保存期間基準（保存期間表）を定めることとしております。これに基づきまして、「核セキュリティ部門における行政文書の保存期間基準（保存期間表）」が定めてあります。

これらによりまして、行政文書の保存期間は1年、3年、5年、10年、又は30年などと

設定されておりまして、このうち、現状では、法令に基づく報告及び検査その他の指導監督に関する記録の保存期間は5年、また、被規制者等との面談、通報及び連絡に関する記録が3年とされているところであります。

今回、これらの文書の保存期間の見直しを検討しました結果、法令に基づく報告及び検査その他の指導監督と被規制者等との面談、通報及び連絡の双方の保存期間を10年にしたいと考えているところでございます。

別紙に当該保存期間基準を添付しているところでございます。

3の「今後のスケジュール」でございます。

原子力規制委員会による承認が得られた場合には、原子力規制委員会行政文書管理規則の規定に基づきまして、保存期間基準の改正の手続を文書管理者である核セキュリティ担当の管理官の決裁により行い、公表したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○伴委員

内容としては了解して、確かに保存期間を長くするというのは必要なことなのだろうと思いますけれども、もう一方で、公開できる、できないというのが、例えば、時間が経過したことによって公開できるようになる類いの情報というのはないのでしょうか。物事を複雑にしたいくはないのですけれども、一定期間経過した後で、それまでは非公開だったものが公開できるというような類いの情報はないのでしょうか。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

文書の記載の内容によると思います。そういう報告、連絡があった初期の段階、また、検査をした初期の段階、それが3年、5年、10年たった段階によって公開しても差し支えないと言えるようなものは、ちょっと具体的にどれがというのはお示しすることはできないのですけれども、それはあり得ると思いますので、その点では、情報公開の開示請求をした際に非公開とする範囲のものというのは、ずっと同じだということではないのかなとは考えておりますが、個別に具体的に見てみないと、その辺のお話はできないのかなと思っています。

○伴委員

実際のやり方として、保管しなければいけない保存期間中は文書がもちろん保存されるのだけれども、でも、その期間中に、例えば、情報公開請求が来たとして、そのときに公開が可能であるかどうかというのを判断するという、そういうオペレーションになるということですか。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

そのとおりでございます。

○更田委員長

ちょっとそれはこの議題とは別の議論だよ。別の議論ではあるのだけれども、例えば、あるサイトにおける原子力施設が全て廃止されて、廃止が完了しましたと。そこで起きた核セキュリティ事象の情報が、ほかのサイトに対する攻撃であるとかの参考にならないというのであるならば、それはこれまで非公開だった情報が公開できるようになるということは当然あるだろうと思いますし、それから、時代がたって防護の手段が全く変わったというときに、新たな防護手段に対する参考情報を与えることにはならないという判断がされれば、今まで非公開だったものが公開になるということはあるだろうと思います。

ただ、言うほど簡単な線引きではないだろうと思いますけれども、何を公開できるか、公開できないかというのは、これは核セキュリティ絡みで常に都度検討していかなければならない部分というのはどうしても残りますので、これはこの議題とは別に、別途検討を進めてもらいたいと思いますし、恐らくは核セキュリティ部門だけでなかなか収まる作業ではないのだろうと思います。

ほかに御意見はありますか。

これに論点があるとしたら、ちょっと伺いたいのですが、まず、この保存というのは紙なの、それとも電子媒体なの。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

両方ございます。紙でも、電子媒体でも。

○更田委員長

でも、紙で保存しなければならないようなものというのはあるのですか。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

今回、保存期間を延長するに当たって、実はスペースの問題というのもございます。簡単に試算しますと、これは検査の書類、通報・連絡の書類を、これまでは3年や5年で切っていたものを10年に延ばしたとした場合は、その書類・ファイルが長いこと残ることになりますので、簡単な試算ですと1年当たり10冊前後の書類が残っていくことになります。ですので、今のスペースであれば、それはきちんと保管できるのですけれども、これが何年かたちますとなかなか苦しくなってくるので、そこは文書の電子化とかをしっかりとすることによって、きちんと保管できるようにはしていきたいなと考えているところでございます。

○更田委員長

なぜこれを聞いているかという、論点は、今まで裏（別紙）のこれで5年、3年だったものを10年にしますとって、行政文書の保存期間というのは1年、3年、5年、10年、30年となっているので、なぜ10年なのかと。

というのは、10年というのは、東京電力福島第一原子力発電所事故からもう既に10年たったわけです。いまだに私たちは、安全側でいうと、ウィンズケールのときにどうだったのだかという、昔の事故のことについて、今、知りたいとやっているのですよね。PP（核物質防護）は特に記録の重要度が高いという説明だったときに、この10年というのが果た

してふさわしいのかどうかという、この点について御意見を頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○伴委員

多分、そのときの参考になるのが、行政文書というのは最長が30年なわけですよ。30年保存しなければいけない類いのものというのは、どんなものがあるのか。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

御説明いたします。

簡単に言いますと、法律、政令、条約、あとは閣議決定、そういったものは30年保存となっております。それ以外は大体10年未満というのが多いというところがございます。

ただ、細かいところを見ていきますと、例えば、原子力規制庁とは余り関係ない部分かもしれませんが、国有財産に関する事項と申しますと、用途取得の経緯が記録された文書というのは、その部分だけについては30年にしたりとか、そういった個別の案件の内容によっては、長い設定の仕方をしているものはございます。

というような状況でございまして、今回の検査ですとか面談、そういった記録をどの程度保管・保存しておくかということについては、そこは10年でまずやってみて、ただ、もし保存している書類の重要度に応じて、別に10年たったら必ず廃棄しなければいけないというわけではなくて、延長という手続をすることができますので、そういった形でやるのではどうかというのを考えているところがございます。

○石渡委員

先ほども電子化のお話がありましたけれども、電子化された資料であれば、余りスペースは取らないわけですから、そういう法律上の義務は別として、後々のことも考えれば、できるだけ保存期間を長くして、昔の資料も参照できるようにした方がいいというのは、それは確かだと思っております。

安全審査の資料なんていうのは、もうずっと昔のものも保存されていて、それが役に立っているわけで、だから、その点は、先ほども伴委員の質問に対してお答えがありましたけれども、できるだけ長期間保存するという方向でやっていただければと思います。

以上です。

○更田委員長

石渡委員、恐らく期限を設けないというのは難しいのだろうと思っております。廃棄するときには廃棄したという記録を残すということになっているので、できるだけとってしまうと、廃棄された、廃棄されていないところに恣意性が生まれてしまうので、これはできるだけ明確に期限を定めておくべきなのだろうと思っておりますけれども。

片山次長。

○片山次長

恐らく検査の記録なり、事業者とのやり取りの記録の中にも、重要度は様々でございまして。そういう意味で、長く残す必要があるものについては、個別にジャッジをしていくと

いうことは当然でき得るということですので、一般的なルールとしては、検査、あるいは事業者との面談録というのは、10年というのがおおむね妥当なレベルではないかなと思っています。その中で、特に重要なものについて、長く残すというのは個別の判断の問題になってこようかと思えます。

○更田委員長

多分、先ほどの議題となるのだけれども、白以上とか、黄色とか、それこそ赤と評価されたものについては、当然、そこから情報を得たいというのはずっと後まで続く話だし、それから、例えば、東京電力に対して情報の保存を要求している期間と考えると、決してこの10年というのは長いとは言えないので、それは運用の問題かもしれないけれども、次長の言った、というのは、期間が来たときに、廃棄するときに廃棄簿に載せるわけですよ。そのときにジャッジはできるわけだよ。その定めが別途あればいいのかもしれないけれども。

○片山次長

当然のことながら、延長するのか、公文書館に移管するのか、廃棄するのかという選択があって、もちろん、移管は、協議の結果、移管を受け付けないということだってあり得るわけですがけれども、その3つの選択肢の中から選んで。

○更田委員長

3つというのは、移管するか。

○片山次長

まず、期限を延長するかどうか。

○更田委員長

保管を続けるかどうか、移管するかどうか、廃棄するかどうか、それから、公開するかどうかというのものもあるけれども。

○片山次長

公開というのはありません。これはあくまでも保存期間でございますので。

○更田委員長

本当。だけれども、公開できるようになった情報は、公開してしまえばというのはないのですか。

○片山次長

それは保存すると決めたら、保存はしなければいけなくて、公開するかどうかは別の問題です。

○荻野長官

延長した上で、延長して持っている文書をどうするかということだと思います。それはもちろん公開しても、しなくても。

○更田委員長

いや、概念として、公開してしまえば廃棄できるという考え方はないですか。

○片山次長

それはありません。例えば、行政文書として廃棄はしたけれども、要するに、ホームページ上に公開していたもので、その情報がずっとネット上に残っているというのは、事実として残っているかもしれませんが、行政文書としては廃棄をしていると、そういうことになります。

○更田委員長

非公開の文書が非公開の状態のまま廃棄されるのと、それから、非公開の文書が公開されて行政文書として廃棄されるのでは状態が違うと思うのですけれども、この区分というのはないのですか。

○荻野長官

そういう運用をすることはあると思いますけれども、いずれにしろ、公開された、その瞬間はパブリックドメインになって、こういう世の中ですから、恐らく電子的に残るのかもしれませんが、それは事実上そうであるということで、行政としてそれを保証しているわけではないということだと思います。

ですから、どこかの段階で何らかの公表をするということはあると思いますけれども、それは実務上は別途、つまり、過去に蓄積されたものについて、今はセーフティなんかですと、その都度、日常的に公開している作業をしますけれども、たまっていたものをまとめてやるということが実務上どうなるかということとは別途あると思いますけれども、保存期間の議論としては、そこはもう延長して持っているかどうかということです。

○更田委員長

言っていることは分かるけれども、行政文書の保存期間の議論としてはそうだろうけれども、情報を得たい者としては、状態としての違いはあるわけです。非公開文書が非公開の状態で行行政文書として廃棄されましたというのと、それから、非公開文書が同じ廃棄されるに当たっても、それが一旦、電子媒体で公開されてしまえば、それはほぼ永久的に残るので、ですから、その状態の違いをどう捉えるかですけれどもね。それは情報を得たい者からしたときは非常に大きな違いだから。これは先ほど冒頭に伴委員が言っていた、公開、非公開の議論とも関連するので。

それから、行政文書だって、実態的に公開のものは、行政文書として保存されているのかのいかんを問わず、その情報そのものを得たい人間にとっては、公開されていれば、もうそれは行政文書として保管されていようが、されていまいが、その情報は得られるわけだから、だから、どうしても公開、非公開との関連に興味を持ってしまうのですよね。非公開であれば、保存されているか、されていないかは決定的に重要だけれども。

○荻野長官

荻野です。よろしいでしょうか。

要するに、その場合、いわゆる不開示情報とされているもののチェック、個人情報等も含めて、それをどうするかということがまず課題としてあって、先ほど中村管理官がお答

えしたのは、結局、情報公開が来たらその都度判断をするということで、そういう判断は今ではできるでしょうということだと思いますけれども、ある時点でまとめてそれを出してみたいなことのときに、それができるかどうかはちょっと現時点では。

○更田委員長

その点に関心があって、だから、先ほど例として申し上げたのは、あるサイトにおいて全原子力施設がこれから廃止に向かうと。その情報は他のサイトに影響を及ぼさないという判断がなされたのだったら、そのサイトに係る当該非公開情報はその時点で開示されてしかるべきとまでは言わないけれども、公開されて差し支えないわけですよ。

○荻野長官

荻野でございます。

論理的にはおっしゃるとおりで、あとは、実質的に過去に蓄積されたものについて、全部総ざらいをどのようにするかということかとは思いますが。

○更田委員長

あとは、不開示情報を廃棄する段階で、果たしてこれは不開示のまま廃棄するものなのか、それとも、そのときにまた公開できるのかという判断はそこで入ってくるのだろうと思いますけれどもね。というのは、それは情報を得たい側からとっては非常に重要な話だから。

戻りまして、これは運用ですけれども、どうしましょう。

○田中委員

これはこの案だと保存期間10年と書いているので、10年の時点において、先ほど言った三つの延長とかなんとか等々があるということを含めて、原則10年ということによろしいのですね。

○片山次長

はい。保存期間は10年で、10年たった時点でその判断をするということです。

○更田委員長

これは30年の例を挙げてくれたけれども、その文書との比較からすると、どうしてもレベル感というのはあるのだろうと思いますけれども、一方、10年たったら機械的に捨てるというわけではないという前提で、要するに、10年後に今度は判断するのだと、廃棄するかどうか。10年たった文書の廃棄について、その時点でふさわしい判断がなされるということを前提に、保存期間を10年とするということでした承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題は「放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する令和2年度立入検査結果」。

説明は宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。資料4になります。

これはRI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）での登録機関への立入検査結果ということで、令和2年度分の報告ということになります。

これは登録機関は9業務、19機関ございますけれども、おおむね2年に1回程度行うということで行っているものでございます。令和2年度分としまして、時期が4月になってしまいましたけれども、5機関に対して検査を行った結果の報告ということになります。

検査内容といたしましては、通常行っております財務、役員、検査員、講師等の一般的な登録機関としての事項、それから、個別の業務規程でありますとか、下部規程でありますとかの整備状況及び実施状況ということになります。

具体的な検査結果といたしましては、後ほど説明を簡単にいたしますけれども、大きくは全体として措置を求めるような事項はなく、指摘とっておりますけれども、改善・改良等、よりよく整備していくというための指摘ということになってございます。

また、平成30年度の検査において指摘しました事項、これについても改善状況を確認したところ、改善されていたという状況でございます。

2ページ、3ページが登録機関全体の表でございますけれども、3ページが法人別の表ということで、今回、5機関のうち、原子力安全技術センターが4機関、日本アイソトープ協会の1機関ということで、5機関の検査を行ったというものでございます。

4ページ目が個別のところになりまして、まず、登録認証機関の原子力安全技術センターでございますけれども、前回、平成30年度の指摘としては、審査に時間を要しているということがございましたので、効率化等を図るということに対しまして、その作成手引き等を作ったということと、おおむね1ヶ月で処理されていたというようなことを確認してございます。

これは個別に必ずしもいつまでに処理をするということではなくて、きちんと審査をするということも大事でありますので、必ずしもこれで1ヶ月で処理をしろということではなくて、効率化が図られていて、時間が掛かるものについては、きちんとその経過等を踏まえて対処すればいいということで対応をしてございます。ただ、そのような実績は今回はなかったというものであります。

二番の今回の改善事項ということで、この①②というところは、これから出てまいります原子力安全技術センターの共通事項であります。

まず、①といたしまして、実施体制図、これは法人全体になっておりますので、それぞれの登録機関業務に対しては、それぞれの業務を明確にするということ。

それから、②のところは、主任設計認証員の業務ということについては、他の業務を行う場合には、当然、その業務に支障がないということが要件になっておりますけれども、それは明確に確認するというプロセスについて規定をきちんと設けてほしいということで

あります。

それから、③といたしましては、実地調査について必要な手順を定めたものがないので、手順を整備するということが必要であるということでもあります。

それから、5 ページのところは原子力安全技術センターの検査機関、定期確認機関ということでもありますけれども、前回の指摘としましては、その検査で指摘すべき事項について、見落としがあったということについて、きちんと改善を図るということでもありますけれども、事例集や勉強会等を行って、周知を徹底するという。これらについて継続的な取組が行われるということを確認してございます。

それから、(2)の①②、これは先ほどのと同じということでございます。

もう一つは、昨年の放射性同位元素等規制法の弾力的運用ということがございました。これは定期検査等が法定期限を超えるということはやむを得ないということがあったわけでもありますけれども、そういう特殊事情のときにはきちんと記録を残してくださいというようなことでございます。

それから、6 ページの上のところは日本アイソトープ協会の主任者定期講習機関ということでもあります。

指摘としては、少し細かいですけれども、許可使用者以外に、廃棄業者の主任者ということについても業務規程に入れるということと、遅刻・早退者の扱いを明確にするということ、これらについて改善されているということを確認してございます。

それから、今回の改善事項といたしましては、講師の選任・解任の手順等の整備を図るということと、電磁的記録というものについての扱い方法というのを、ルール化をきちんとするというところであります。

それから、四番の防護管理者定期講習、これはRIの防護規制自体が一昨年の9月に施行されて、1年以内に受けるということで、昨年9月というのが最初の期限となって定期講習が行われたというものでございます。

これの①につきましても体制図は、先ほどの原子力安全技術センターとしての共通の改善事項でありますけれども、②といたしまして、実施要領というものがまだ策定されていないので、整備をするということでもありますけれども、これは講習自体は原子力安全技術センターでは他の講習とかもやっており、その辺を準用して行われていたということでもありますので、昨年の事情といたしまして、これはeラーニング方式で実施をしたということがありまして、まだ引き続き、今後のオンライン方式の講習、これをどうするかというのはいろいろ検討しているところでございますけれども、まずは実施要領を一旦定めて、それから改良を図っていくということが求められるということで、改善事項にしたということでもあります。

平成2年度（正しくは「令和2年度」）の検査結果の概要報告は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

一個教えてください。令和元年度に何件かやっていますよね。それでやって、その立入検査結果については、原子力規制委員会にも報告しているということはあって、公開になっていると思うのですけれども、そこで書かれたことを令和2年度のこの機関がよく見て、人ごとではなくて、それを自分らの問題として捉えて改善しているということは見られたのか、あるいは事業者は関係ないからやっていないのか、その辺はいかがなのですか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

公表していますので、他の水平展開というのにも注意してやってくださいねということは常々言っておりますけれども、個別にここが、ほかのこれが関係あるだろうからというひとつひとつまではやっていないというのが現状であります。

○田中委員

ひとつひとつやっていないのは分かるのですけれども、いろいろな個々の機関は、令和元年度のほかのところでもやられたことも見て、それを自分らの問題として捉えて、中で改善努力というのはされていると思ってよろしいですね。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

はい。いろいろと質疑をする中で、いろいろなことをきちんと見たり、考えたりしてやっているということは確認をしているという状態にあります。

○田中委員

これは大したあれではないのだけれども、5ページを見ると、原子力安全技術センターの登録検査機関と登録定期確認機関が一緒に書いているので、これは検査日が一緒だったから一緒に書いているというだけなのですか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

検査は二つ、いわゆる施設検査と定期検査とありますけれども、定期検査の方は大体定期確認と一緒に行われるということが、実態上そうなっておりますので、体制その他も一体になっておりますから、運営もそうですし、検査も一体としてやっているというものでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

○伴委員

細かい点で一つだけ教えてください。

4ページ目と5ページ目の原子力安全技術センターの(2)の②というところで「専任の業務に特段支障をきたすものでないことを確認するためのプロセス」とあるのですけれども、これは具体的にどういうことを求めているのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の中崎でございます。

この主任員の業務については、それにしっかりと専念をしていただきたいというのが基

本ではありますけれども、他の業務も兼務がなされているというのが実情でございまして、これについて、主任員の業務には影響を与えないということを踏まえて主任員を選任しているのだと。他の業務の兼務もそれで認めているのだという説明ではあったのですけれども、その選任プロセスにおいて問題がないということをしかりと確認するというものが文書上も残っていなかったりしておりますので、その点を確認しているのであれば、その意思決定プロセスというものをしかり文書の形で明確にした方がいいのではないですかということでもあります。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

宮本でございましてけれども、ここのところは登録機関の主任に対して強く求められることでありますので、いわゆる通常、常識の範囲ではなくて、きちんと明確にやってくださいということを求めたというものであります。

○伴委員

それは何か条文の中で、そのような専念させることみたいな規定はあるのですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

規則（正しくは「放射性同位元素等の規制に関する法律第41条第1項第2号」）の方に主任員は専任であるという規定はございます。

○伴委員

分かりました。

○更田委員長

今、中崎管理官補佐は規定があると言ったけれども、その規定がある上で、支障を来さないのだったら、ほかのこともできますよと書いてあるわけですか。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

規定はシンプルに、専任の主任員を選任すると、それだけの規定です。

○更田委員長

そうすると、ほかのことをやるのは運用なわけね、あくまでね。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

おっしゃるとおりです。

○更田委員長

聞き取り等はやっていきますか、当該者に対して。

○中崎長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

はい。行っています。

○更田委員長

そこがポイントだろうと思うのです。だから、主任設計認証員であるとか、主任検査員、その他主任の人たちに検査のときに直接聞き取りを行うことが、恐らく運用が許容できるようなものであるかどうかということの確認になるのだろうと思いますけれども。

ほかになれば、本件については、報告を受けたということにしたいと思いますが、よ

ろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

五つ目の議題は「『実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合』における意見交換の結果(報告)」。

説明は田口管理官から。

○田口原子力規制部安全性向上評価チーム長代理

実用炉審査部門の田口でございます。

資料5に基づいて御説明をいたします。

タイトルにありますように、最近、事業者と安全性向上評価、我々は「FSAR」と呼ぶこともありますけれども、この評価の継続的な改善について、2回ほど公開で意見交換を行いましたので、本日はそのやり取りの概要について御説明をさせていただきます。

資料の1.、まず、そもそも安全性向上評価届出とは何かということを書いております。

これは、趣旨としては、新規制基準に合格した原子炉について、基準を超えて事業者が継続的な安全の向上を図ってほしいと。その継続的な向上の様子が見えるようにしてほしいという思いから、届出制度を作ったものでございまして、タイミングとしては、新基準に合格して、運転をして、それで、1回1サイクル運転をした後の最初の定期事業者検査が終わってから6ヶ月以内に出てくると。以降は定期検査ごとに出てくるというものでございます。

2ページ目に出てきた実績がございますけれども、これまで関西電力、四国電力、九州電力、計3社の9つの発電所から延べ15回出てきているものでございます。

それで、今回、意見交換しましたのは、まず、そもそも安全性向上評価の一番最初の届出があったときには、5回ほど公開で意見交換をしまして、内容を今後どのように改善すべきかという議論をしております。その結果を原子力規制委員会にも御報告しております。

その後は事務方で内容を確認しておりましたけれども、今般、特重施設が供用開始されるので、それが今後の届出にどういう形で出てくるのかということをお聞きしたい趣旨で、去年の12月、それから、今年3月に会合をしてやり取りを行っております。

この後、そのやり取りの概略について、パワーポイントで御説明をいたします。

6ページをお願いします。こちらは意見交換を行った大きな項目ということで、FSARの中に書かれておりますPRA(確率的リスク評価)、それから、敷地境界の被ばく線量の評価、それから、ストレステスト、それから、四点目に、最後に申し上げた特重施設の扱い、こういったことについて意見交換をしています。

7ページ目以降から、そのやり取りの概略をちょっと御説明いたします。

7 ページ目の資料の構成を御覧いただければと思いますけれども、まず①のところ、これは我々がこんなことを説明してほしいと依頼した内容が一番上に書いておまして、②のところ、それを受けて事業者が当日説明をしてきた内容が書かれています。その上で、③で、それを踏まえて、当日、どんな議論をしたかという、以降の資料はこういう構成になっております。

一点目、まず、PRAについて、ここで書いておりますのは、実際にPRA評価をやって、設備や手順を改善して、CDF(炉心損傷頻度)が向上した例があるなら、具体的に教えてくださいという依頼をして、真ん中にありますような具体例が示されています。

当日の議論としては、他社でこういう向上評価をやって改善した事例を自社に反映する必要があるかどうか、そういう検討のスキームはあるのでしょうかと聞いたところ、事業者からは、実際にはピアレビューもやって、自社に反映する必要があるかどうか検討はしていますが、明示的なスキームにはなっていないので、それについては、今後、届出書への記載を含めて検討したいというような回答がございました。

続いて、通しの8ページをお願いします。

一番上のところ、ちょっと細かいので省略しますけれども、PRAの評価の高度化の今後の見通しをもう少し詳細に説明してほしいということを依頼しまして、それに対して、9ページに線表が出ておりますけれども、今後の改善計画が示されています。

それで、当日の議論としては、8ページ目の一番下のところですが、詳細については、学会などの別の場で専門家を交えて意見交換をしたいとこちらから申し上げて、それについては、対応していきたいという回答がございました。

続いて、通しの10ページでございます。

引き続きPRAですけれども、我々の方から、レベル3PRA、これは敷地の外の一般公衆の健康への影響まで評価するようなレベル3PRA、これをFSARで実施するということについて、どう考えるかという投げかけをしております。

これに対しては事業者からは、これは自治体の防災計画を踏まえた避難をどうするかとか、そういうオフサイトの条件を考慮する必要があって、事業者が自らの安全性を向上させるという自主的安全性の向上の取組をちょっと超えているので、これは別の枠組みで検討するのがいいのではないかと回答がございました。

続いて、通しの11ページでございます。

こちらからの問いかけとして、炉心損傷後の条件付格納容器機能喪失確率を定義することは有効ではないかと。条件付格納容器機能喪失確率というのは、炉心が損傷した前提に立って、そこからスタートして、それで、格納容器が破損する確率を出すというものでございまして、こうすることで格納容器破損防止対策の有効性がよりしっかり評価できるという思いから、こういう問いかけをしております。

事業者の回答、矢羽根の二つ目でございますけれども、今申し上げたような炉心損傷後の条件付格納容器機能喪失確率を評価・分析することは、格納容器機能喪失防止対策の効

果を考察する上で有効なので、届出書の記載についても検討したいという前向きな回答がございました。

続いて、13ページでございます。

次に、敷地境界の被ばく線量の評価を求めておりますけれども、これの我々からの問いかけとして、核種ごとの評価を出せませんかということ聞いております。

今はどうなっているかという、通しの14ページを御覧いただければと思いますけれども、核種ごとではなくて、経路ごと、スカイシャインガンマ線とか、直接ガンマ線とか、こういう経路ごとの線量が出ているのですけれども、もう少し核種に着目して出せませんかという問いかけをしております、これに対して事業者からは、実際の対策はやはり経路ごとに考えることになるので、核種を出す重要性は余り高くないのではないのでしょうかという回答が来ております。

当日の議論としては、それはそうかもしれないけれども、全部が全部の核種は無理にしても、希ガスとかヨウ素、セシウムという主要核種について、線量への寄与を把握しておくことは、より理解が深まるという意味で、分かりやすさとか、そういう観点で有効ではないかという質問をして、これに対して九州電力からは、例えば、上位五つの核種などについては、今後の届出で示していきたいというような回答が得られております。

続いて、通しの15ページでございます。ここからストレステストに入ります。

それで、最初の指摘は津波のストレステストなのですけれども、今、右の下に絵が描いてありますが、今の評価はどうなっているかという、水位をどんどん上げていって、建屋のシール範囲を一ヶ所でも超えたら、その瞬間にその水が敷地の建物の全てに行き渡って、それで、一気に炉心損傷、格納容器破損に至ると。

したがって、どこまで大丈夫かという評価にはなっているのですけれども、そこを超えたときに何が起こるかという評価は、もう単にいきなり炉心損傷に行くという評価になっておまして、これについては、もう少し現実的な評価はできませんかというような投げかけをしています。

事業者からは、そこまでの津波が来るのは相当低頻度なので、優先度的にはそんなに高くないのですというような回答、それから、具体的な詳細評価もなかなかやる方法が、いいものがないというような答えが来ております。

それで、当日の会合の議論では、目的が、どこまでもつかというのを確認するならこれでもいいのだけれども、想定外が起きたときに、どこが弱いのかというのを確認するというのがストレステストの目的なので、この目的に照らすと、やり方をもう少し工夫できるのではないのでしょうかという指摘をしまして、四国電力からは、どんなことができるか少し前向きに検討していきたいというような回答がございました。

続いて、16ページでございます。

ここからは特重施設の取扱いで、一点目は、特重施設をイベントツリーにどのように入れていくのですかという質問をしたところ、事業者からは、いきなり全部の作業をやるの

は大変なので、まずは炉心損傷が起きた後に着目して、炉心損傷が起きた後の格納容器破損に特重施設を使うというところで、このイベントツリー、フォールトツリーに特重施設を入れていきたいと。そもそも今は特重施設をSA（シビアアクシデント）設備の代わりにどんどん使っていこうという発想に立っていますけれども、そこまで広げたものはもう少し後にやりたいという回答がございました。

これに対して、当日の議論としては、航空機衝突でDB（設計基準）/SA設備が全部使えないという条件を想定したときに、特重施設にどれぐらい信頼性があるのかと、こういう評価は出せませんかという投げかけをして、事業者からは、どのように示せるか検討していきたいという答えがございました。

通しの17ページ、最後でございます。

こちらの質問としては、地震時のストレステストについて、特重施設の系統ごとに頑健性を把握、確認できませんかと。この意図するところは、特重施設で新しく作ったポンプは頑丈だとしても、それが既設の配管をどうしても通して注水をしなければならないとなったりすると、既設の配管が弱いと、特重施設だけ強くしてもしょうがないので、そういう意味で、既設の配管も含めた系統の頑健性を把握できませんかという問いかけをしております、事業者からは、それについては、そういう示し方、系統全体のクリフエッジを示していきたいというような回答がございました。

個別のやり取りは以上でございまして、元々事前に何か事業者との認識に余りに乖離があるようですと、少しガイドラインの改正とか、そんなことまで視野に入れて意見交換をしたのですけれども、事務局としては現時点でそこまでする必要は特にないと思っております、実際に第1回の特重施設を入れた申請が今月中にも川内（川内原子力発電所）から出てくるということなので、その内容も見ながら、また今後の改正の方向については、議論していきたいと考えております。

この今後の方向性について、何か御意見がありましたら、この場で頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

意見というより感想なのですが、10ページのレベル3PRAの話、それから、13ページの被ばく評価の話、これが非常に不満というか、ショックというか、結局、オフサイトの対策というのは、事業者は求められていないので、求められていないことはやりませんというふうに見えるのですよね、ものすごく。

例えば、13ページの被ばく評価についても、核種によって影響の及ぶ時間が変わるし、影響の及ぶ範囲だって変わり得る。まして、それを敷地境界のところの、こういう何か全てを一緒くたにしてしまった一つの数値で表すというのは、全体像を把握する上では非常

に物足りないのですよね。

事業者自身が、自分たちのプラントでそういう大きな事故が起きたときに、一体どういう形でどこに影響が及ぶのだろう、どういうふうに御迷惑をおかけするのだろうということに関して、こんなに無頓着でいいのかなという、そういう印象を持ちました。

○更田委員長

これは多分、原子力規制委員会の中でも意見は一枚岩ではないだろうと思うのと、それから、このFSARは、ある意味、非常に盛りだくさんではあるので、優先順位の問題ではあるのだろうとされていて、レベル3を、例えば、結果の絶対値を相手に議論できるようなという形だと、一気に通貫になるわけね。一気に通貫のPRAをやらなければいけない。それから、内的だけでといても、結果に関しては、外部事象の寄与がコンパラか、ないしはより大きいような状態でやる意味だから、そういったところで一気に通貫のPRAが与えるものというのは一体何だと。

だとすると、レベル3も条件つき。だから、特定ソースタームに対してどういったものか。これは原子力規制庁もMACCS2での結果を示していたり、それから、OSCAAR(確率論的環境影響評価コード)などのレベル3での運用というのは規制側にもあるわけですけども、これは、だから、求め方の問題だろうと思うのですね。

各国もこの運用は、ある意味、ばらばらかな。フランスはソースタームを幾つか例示しているようには思いますけれども、多分、これは前向きにというと、事業者がこう答えてくるというのがある程度うなずけるところがあるのは、できそうな作業、できる作業、そして、意味のある作業というのを双方の共通理解にできれば、それに取り組むということになるのだろうと思いますけれども、今の段階ではまず何をやればいいのかという輪郭が捉えにくいのではないかと思いますのです。ですから、いきなりレベル3の結果をとというのは、多分、途方もない話に聞こえるだろうとされていて、ですから、条件つきなのだろうと、レベル3については、思います。

それから、被ばく経路か核種かという話は、確かに伴委員のおっしゃるのを聞いてなるほどなと思ったのだけれども、一方、例えば、分かりやすさからすると、被ばく経路で示されても、事業者の言うことにももっともなところもあるかなと思っています。ただ、より正確な情報として、核種についての開示があってもいいかなとは思いますが。

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

15ページに津波に関する安全裕度評価、ストレステストの話があるのですが、不確実性が大きいというのは確かにそのとおりだと思うのですが、事業者の説明の下の矢羽根で「最新知見をフォローし、より現実的な評価手法が開発された場合には、その適用を検討する」とあるのですが、これは誰が開発するのですか。評価手法を開発するのは、誰が開発するのですか、これは。

○田口原子力規制部安全性向上評価チーム長代理

明示的に確認していませんが、電中研(電力中央研究所)を想定していると我々は思っています。

○石渡委員

そういう研究が電中研で行われているということなのですか。それは確認してあるのですか。

○藤森原子力規制部安全性向上評価チーム長補佐

NRRC(電中研原子力リスク研究センター)の方でPRAの開発スケジュール、線表みたいなものを作っていますが、その中で、津波についての高度化についてもスコープには入っていると、具体的な中身までは確認しておりませんが。

○石渡委員

そうですね。いずれにしても、これはやはり開発された場合にはということで、要するに、事業者が自分たちで開発するとは書いていないですね。そういう点で、福島第一原子力発電所の事故が津波を直接のきっかけとして起きたということに鑑みれば、やはり津波に対する裕度評価というのは非常に重要だと思うのですよね。ですから、こういう態度ではなくて、もう少しきちんとした対応をしてほしいと、感想ですけれども、そのように思います。

以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

7ページに、機器の改善がCDFにどの程度影響を及ぼしたかというのを評価されて、改善が見られた事例を挙げていただいているのですけれども、かなりの大きな変化だったのか、その辺りを少し教えていただけませんか。

○藤森原子力規制部安全性向上評価チーム長補佐

実用炉審査部門の藤森でございます。

一番左側のメタルクラッドのデジタル化については、大体CDFは50%ぐらい下がっていると。RCP(一次冷却材ポンプ)シャットダウンシールにおいても、40%ぐらい下がったと。最後のCCW(原子炉補機冷却水)ポンプ待機除外時の運用整備については、10%程度の低減につながったと聞いてございます。

○山中委員

原子力規制庁からの質問で、いわゆる他社への展開というのですか、あるいは情報共有とか、あるいは対策共有とか、その辺に対する積極性というのは、感触としてどんな感じだったのですか。

○田口原子力規制部安全性向上評価チーム長代理

彼らが全社でピアレビューはしっかりやって、お互いのものを把握しながらやっているというところは確認できております。ただ、それをルール化していなかったなので、どう取り組むかのスキームは考えていきたいというような回答で、比較的前向き。ただ、内部のやり取りなのですけれども、内部同士のやり取りは前向きにやっているという印象は持っています。

○山中委員

その辺り、JANSI(原子力安全推進協会)が関与するのか、ATENA(原子力エネルギー協議会)が関与するのか、どうなのですか。

○塚部原子力規制部安全性向上評価チーム員

実用炉審査部門の塚部でございます。

JANSIにつきましては、安全性向上評価に関するガイドラインみたいなものを自ら作っておりますが、個別のプラントの評価については、余り関わっていないというのが現状かと思えます。

ATENAにつきましても、余り直接個々の届出書について、やり取りをしているということではなくて、あくまで電力間で関係者が集まって議論すると。電事連(電気事業連合会)のような場も使っているということを知っております。

以上です。

○山中委員

いま一つ、どちらが関与するのかよく分からなかったのですけれども、それは今後、どのようにされるかというのを見ていけばいいかなと思っていますけれども。

それから、石渡委員から質問というか、コメントがあったのですけれども、ストレステストのやり取りで津波の例を挙げられたのですけれども、事業者の態度というのは、ストレステストに対しては、津波に対するやり取りと、ほかによく似たようなものなのか、たまたま津波を取り上げられたのか、その辺は、何か津波については、石渡委員が持たれた感触と私も何か同じような感じを持ったのですけれども、ほかの項目について、大体同じような雰囲気だったのかどうかというのを教えていただけますか。

○田口原子力規制部安全性向上評価チーム長代理

私どもがここで津波を取り上げたのは、ほかは、逆に言うと、そんなに問題とは思ってなくて、津波だけは余りに評価が脆弱性を追求しようというものになっていないので、したがって、ここだけ我々も同じような問題意識を持ちまして、ただ、余りこちらからやり方を指定し過ぎるのもどうかというのもありまして、同じような、今、石渡委員とか山中委員からおっしゃっていただいた認識を、私も当日の会合の間ではこちらの見方としては伝えております。

それに対して、四国電力なんかは、理解できるので、何ができるか検討していきたいというような回答はございました。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

今の伴委員、山中委員のあれとも絡むのですけれども、15ページを見ると「ストレステストの目的を達成できていないのではないか」、四電（四国電力）の回答は「レジリエンスを向上させる手法として、どのようなことができるか、引き続き検討」と書いていますね。

また、次の特重関係の16ページのところで「特重施設のシステム信頼性評価が必要でないか」、これについても、今後検討していきたいと書いていますのですけれども、こういう検討をした結果というのは、電力からの次に出てくる安全性向上評価の中に反映されるということと考えてよろしいのかということが一つと、また、このような意見交換は重要なのですけれども、次の意見交換はいつ頃やる予定なのか教えていただけたらと思います。

○田口原子力規制部安全性向上評価チーム長代理

今回はまだ出てきていないものについての方向性というか、イメージがずれていないかというような議論をしていますので、先方から前向きにやっていきますというような回答があれば、そこで終わっています。

それで、実際にどんなものが出てくるかは、今後、実際に届出書を見たときに、我々ももう少し具体的なイメージを持てますので、その上でどういう意見交換をしていくかは、それは今後、見てから検討していきたいと。現時点で必ずこういうふうにやりますというのは、まだ決まったものはございません。

○更田委員長

ほかにありますか。

では、私から。

この制度の中にはIPE(個別プラントの体系的な安全解析)、IPEEE(外部事象に対する個別プラントの体系的な安全解析)とストレステストの要素、それから、as is(最新の状態)の情報を押さえるという、ざっくりいって五つの要素があって、プラントによっても、重要度というのは、当然のことながら、違いはあるのだけれども、ただ、どのサイトにも、これは原子力発電所を念頭に考えますけれども、どのサイトであっても共通に重要と思われるのは、まずas is情報、これがどのぐらい進展したのかということに関心があるし、それから、やはりIPEEEになるのだけれども、そのときにハザードがどう捉えられているか。

まずは、PRAの部分でいったら、レベル1だと思うのです。地震と津波、それから、その他の自然現象というのは、なかなか、大分確率的な扱いをするのは難しいだろうとは思いますが、まずはレベル1がしっかりしているということが大前提だと思うのね。

それで、新たな改善によって $\Delta$ CDFがどうであったかというような議論がされているけれども、このとき、これ以外にも機器の重要度に対する関心というのはずっと持ち続けるべきで、重要度の分類に関して。そうすると、このレベル1について、報告といいますか、

届出があるときというのは、各機器においてRAW (Risk Achievement Worth) だとかFV (Fussell Vesely) 重要度みたいなものも届出の中に含まれているのですか。

○藤森原子力規制部安全性向上評価チーム長補佐

実用炉審査部門の藤森でございます。

今おっしゃられたRAW、FV重要度についても、届出書の中に、非公開情報にはなりませんけれども、含まれてございます。

○更田委員長

それから、課題は、原子力規制委員会、原子力規制庁側が、FSARというか、この届出の中でどう優先順位を置いているのかという議論が、まだ事業者との間で共通理解になっているところまで距離があるのだらうと思っているのですよね。

特定重大事故等対処施設を、例えば、考慮に入れたレベル1だとかレベル1.5、果たしてそれが本当に重要度が高いかという、例えば、発生頻度が非常に小さくなってしまふ。格納容器の破損確率等も極めて小さくなってしまふので、不確かさもその分大きくなってついでくる。

今はまだFT (フォールトツリー)、ET (イベントツリー) を議論しているような段階だと思うけれども、これを急いでもらうことの重要度が本当に高いのかというのは、こちら側でもしっかり議論する必要があるあって、それよりも生のところで、それから、CCFP (格納容器条件付破損確率) なんかに非常に興味があるわけですよね。

条件付格納容器破損確率なんかは、では、SA設備を導入したということの意味がどうなのだと。米国なんかはそれをごく簡単に0.1と、1桁と言うけれども、ちょっと信じ難いところがあるのは事実で、多分、それは条件つきの中に更にもう一つ条件が加わっている。

つまり、炉心損傷後に水源が登場するとか、電源が登場すると考えないと、なかなか0.1というのはなりにくいものだと思うのですけれども、その点の理解を、どういったやり方をするのがSA設備の実力を捉えることになるのか、あるいは欠点探しをやる上で有効なのかというのは、まず、内部での議論も重要だし、それから、いずれはそれを事業者と共通理解にする必要がある。

それから、では、レベル2の重要度を私たちはどう見ているのか。それはソースタームが分かればいいけれども、それより、まず、地震や津波についてもレベル1.5までやれるようにというのと、では、どちらを優先するのですかと。

私は、内的のレベル2をいたずらにいじり回すのは、そんなに意味のあることではないと思うのです。むしろ地震・津波について、レベル1の議論をしっかりやって、それから、例えば、共通要因故障についての議論をしっかりやって、それから、その手前のハザードについても、SSHAC(地震ハザード解析専門委員会)プロセスというか、SSHACガイドラインの適用というのは、米国のSSHACを持ってきてという。これもいつまでもただらという話ではなくて、すぐ伊方(伊方発電所)が登場するのは、伊方はモデルプラントでということなのだらうと思うのですけれども、これの展開は重要だらうと思います。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、この制度の期待していることの非常に重要なことは、一連のPRAがインハウスで行われること。原子力規制庁は、事業者と接するのだったら、そこら辺を聞いてください。NRRCがというのではなくて、インハウスでやるからこそ気づきがあるのだし、欠けの発見があるので、各電力事業者がどれだけインハウスで、組織内で、いきなりレベル3とかは言いませんから、レベル1だけでもしっかり組織内でやっているかどうかというのを聞いてもらいたいと思います。

それから、先ほど石渡委員からの御指摘があった津波なのですけれども、なるほどなと思わなくもないのは、ストレステストの本来の趣旨からいうと、実力でどこが一番の弱点なのだと。鎖が切れるときは必ず一番弱い輪っかで切れるのだから、そこをあらかじめ見つけておきたいのだというストレステストの趣旨からすると、ストレステストの目的を達成できていないという原子力規制庁の指摘は正しいのだけれども、一方で、詳細な評価を行う優先度が低いというのは、頻度論から考えると、こういう主張が出てくるのだろうと思うのだけれども、それでも、やはりちょっとこの二目のブレッドは不思議だなと思うのは、より現実的な評価手法が開発された場合にはというけれども、ストレステストなんて正にサイトスペシフィックなのだから、どこそこが開発するものではないですよ、手法というのは。

ストレステストこそ手法もへったくれもなく、サイトスペシフィックに、プラントスペシフィックに考えていけば。現場が考えることに意味があるので、電中研でこういう手法が開発されたらとかというのは、これはうそと言うとひど過ぎるかもしれないけれども、これは言い逃れだと思います。明日ちょっと聞いてみてもいいですけれどもね。

それから、更に難しい応用問題としては、重要度がプラント一律ではないかなということでは思うのですよね。そのサイトにとって最も懸念されるハザードは何かということによって、重要度は違うだろうと。その重要度の違いというのはこうだろうとこちらから言う話よりも、むしろ事業者が、当サイトの相対的な弱点はこのハザードにあるのでという意識というか、理解が重要なだろうと思いますけれども、このような個別の届け出があったときに、きっちり議論してもらいたいと思います。

これは、CNO（原子力部門の責任者）会議もありますし、とてもいい話題だと思いますので、直接、原子力規制委員会としても事業者との間の共通理解を持ちたいと思いますし、それから、繰り返しますけれども、サイトスペシフィックな要件が非常に大きいので、そこに各事業者が自らのサイトをどう捉えているかというのをきちんと反映されることを期待したいと思います。

よろしければ、これで報告を受けたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますか。よろしいですか。  
それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。